佐賀県告示第207号

指定金融機関等の指定(平成13年佐賀県告示第163号)の一部を次のように改正し、令和3年7月5日から施行する。 令和3年7月2日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後			
1・2 略 3 収納代理金融機関			1 · 2 略 3 収納代理金融機関			
名称 取	吸店舗 取扱事務の	の範囲		名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略	<u> </u>		略			
"筑邦銀行佐賀県 の店舗	:内の全て "		II.	筑邦銀行	<u>""</u>	"
"十八親和銀行日本国の店舗	内の全て		"	十八親和銀行		11
略	<u>.</u>		略			